



令和4年6月21日

各 位

会 社 名 株式会社 北弘電社
代表者名 代表取締役社長 脇田 智明
(コード：1734 札証)
問合せ先 管理統括室 経理業務部長 関谷 繁淑
(TEL 011-640-2231)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、令和3年10月27日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を北海道財務局長へ提出いたしました。

本日、下記の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する6百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

記

四半期報告書 第71期第2四半期(自令和2年7月1日至令和2年9月30日)
第71期第3四半期(自令和2年10月1日至令和2年12月31日)
有価証券報告書 第71期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定であります。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他関係各方面の皆様にご迷惑おかけしておりますことをあらためて深くお詫び申し上げます。

以上